

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【会社名】	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社
【英訳名】	SE Holdings and Incubations Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 速水 浩二
【本店の所在の場所】	東京都新宿区舟町5
【電話番号】	(03)5362-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部部长 松村 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区舟町5
【電話番号】	(03)5362-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部部长 松村 真一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等） （第2回新株予約権）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,040,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 408,640,000円 （注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	20,000個
発行価額の総額	2,040,000円
発行価格	102円（本新株予約権の目的である株式1株あたり102円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月21日（火）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社 経営企画部 東京都新宿区舟町5
払込期日	平成22年9月21日（火）
割当日	平成22年9月21日（火）
払込取扱場所	中央三井信託銀行株式会社 渋谷支店 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番2号

(注) 1 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成22年9月3日（金）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

当社は割当予定先との間でコミットメント条項付第三者割当契約を平成22年9月21日（火）に締結する予定であります。

割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は、20,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても、本新株予約権の目的となる株式の総数は変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、行使による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正の基準：行使価額は、（注）1(3)に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満端数切り上げ）に、当該修正日以降修正される。 3 修正の頻度：当社が行使指示を行い、本新株予約権者が行使請求を行う都度修正される。 4 本新株予約権の目的である株式の総数：20,000株（発行済株式総数に対する割合10.73%） 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。 5 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の下限行使価額あるいは上限行使価額にてすべて行使された場合の資金調達額）：205,340,000～815,240,000円（ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない場合がある。）なお、下限行使価額は当初行使価額の50%（10,165円）、上限行使価額は当初行使価額の200%（40,660円）である。 6 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、20,000株とする（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知し又は公告する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（ただし、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初20,330円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>平成22年9月22日以降、行使価額は、修正日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満端数切り上げ）に、当該修正日以降修正されるが、かかる修正後の行使価額が40,660円（以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、かかる修正後の行使価額が10,165円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。ただし、上限行使価額及び下限行使価額は、本欄第3項による調整を受ける。</p> <p>各本新株予約権の行使にあたって本項の規定により行使価額の修正が行われる場合には、当社は、本新株予約権者と修正後の行使価額を確認の上、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を修正日に通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \right)}{1}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使により交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>
----------------	--

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、上限行使価額及び下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知し又は公告する。ただし、適用日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知又は公告は上限行使価額及び下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>408,640,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間に行使が行なわれない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年9月22日から平成24年9月21日（別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、取得される本新株予約権については、当社取締役会が定めて本新株予約権者に通知する取得日の前銀行営業日）までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 中央三井信託銀行株式会社 渋谷支店 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番2号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金122円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。残存する本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認されたとき又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認されたときは、会社法第273条第2項の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個あたり金102円の価額で、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。この日を効力発生日といいます。
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。
- 3 新株予約権証券の発行
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

4 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

今回の資金調達は、当社グループ新規事業を推進するための事業資金（主に、新規事業基盤確立のための関連サービス開発・運営資金、マーケティング関連資金及びシステム開発資金であります。）の確保による中期的な新規収益基盤の確立、企業価値向上を主目的としておりますが、本新株予約権の行使価額の修正により本新株予約権がすべて行使された場合の調達資金額には幅（205百万円～815百万円）がありますので、新規事業資金に充当した後の残額が発生した場合においては、有利子負債返済に充当することで財務基盤強化を実現してまいります。なお、当社グループは、平成22年3月末現在、現預金3,372百万円を有しており、財政状態が逼迫化している状況にはありません。また、本新株予約権の第三者割当及びその行使による資金調達額が、有利子負債返済に充当する残額が発生しない程度下回り、その結果、有利子負債返済に充当できない事態となった場合においても、当社グループの財政状態上、特段問題はありません。

新事業を展開していく市場分野（クラウドソリューション市場、中国市場、及びグリーンテクノロジー（環境関連技術）市場）はいずれも今後拡大が見込まれている分野ではありますが、その拡大基調はそれぞれの市場環境や景気動向に依存していることから、現時点ですぐに3つの新規事業分野で同時に運転資金が必要になっている状況ではなく、各市場分野の事業環境動向を観測しつつ、それぞれの新規事業推進に必要な資金を機動的に調達出来る方法が最適と考え、本年5月以降、多様な資金調達方法の比較検討を進めてまいりました。

上記調達方法の検討にあたっては、新規事業という相応のリスクを伴う事業の性格を勘案し、当初、内部留保又はエクイティ・ファイナンス活用の両面で検討を進めました。その中で、内部留保の活用は、当社の今後の中期的財政状況を勘案すると、主力既存事業である出版事業において回収サイトが業界慣行上比較的長いことなどによる相応の運転資金の確保、及び既存有利子負債の借換時の条件変更などによる返済原資の確保が必要なことから、エクイティ・ファイナンスの活用を優先して検討するという結論に至りました。それ以降、当社上場時の主幹事証券会社、副幹事証券会社及び親密証券会社から、当社の経営戦略に適したエクイティ・ファイナンス手法の提案を募り、比較検討してきた経緯にあります。

そのような状況のなか、みずほ証券株式会社より第三者割当による新株予約権の発行及びコミットメント条項付の第三者割当契約のご提案を頂き、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

本資金調達方法は、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴を持っており、すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、株価動向等を勘案して一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができます。また、本資金調達方法は以下の特徴を有しており、現時点における最良の選択であると判断しております。

[本資金調達方法の特徴]

当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能です。

割当予定先は当社による行使指示がない場合には、平成22年9月22日から平成24年8月21日の期間（以下「コミットメント期間」といいます。）中は本新株予約権の行使が行えないため、運転資金が必要になった時点で、本新株予約権の行使による払込以外の資金調達を選択する自由度が確保されており、事業環境の認識と資金調達方法の組合せの妥当性を随時見直すことが可能となっております。

割当予定先から受付通知を受領した場合、当社はその旨を適時開示いたします。この適時開示によって、当社の運転資金使用計画が実行される段階にあることを投資家にご認識頂くことが可能となります。また、割当予定先による行使の進捗状況は株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）の規程に従って開示いたします。

当社は本新株予約権の行使に対して、自己株式を交付することを意図しておりますが、本新株予約権の目的である当社普通株式は行使価額の修正にかかわらず、20,000株で一定であり、当社の有する自己株式数（平成22年9月2日現在34,077株）の範囲内ですので、発行済株式総数の増加を伴わず既存株主に過度の負担を強いるものではありません（議決権総数に対する最大希薄化率は、13.1%）。

本新株予約権の行使価額は、株価下落時には下限行使価額まで下がり、株価が下限行使価額の130%を下回る場合、行使指示が不可能となるため資金調達に困難が生ずるというデメリットがありますが、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できます。

当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たり122円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができますので、運転資金調達に際して別の資金調達方法を選択した場合、運転資金調達の必要性が薄れた場合、コミットメント期間終了後の本新株予約権行使を避けたい場合等には、本資金調達をキャンセルすることが可能となっております。

[他の資金調達方法との比較]

資金使途は主に中期的な再成長を目指した新規事業取組みのための運転資金であり、相応のリスクを伴う事業ですので、社債や借入などの負債性の資金による調達よりも、リスク許容度の高い投資家への資金拠出を依頼することが適切であると考えております。

公募増資による新株の発行・自己株式の売出しは、資金調達が一時に可能となりますが、株価動向によって資金調達額が影響を受けやすく、また運転資金が必要となる時期よりも相当程度前に資金調達を行った場合には、資金を滞留させておく期間が長くなり、資金効率の低下を招きますので、現在の当社の事業環境に必ずしも適合いたしません。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる面を持ちますので、適切な資金調達方法ではないものと判断しております。

- 5 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社が割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に締結する第三者割当契約（以下「第三者割当契約」といいます。）には、下記の内容のコミットメント条項が含まれます。

当社は割当予定先に対して、コミットメント期間中、行使すべき本新株予約権の数（以下「行使数量」といいます。）を指定した上で、本新株予約権を行使すべき旨を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。

行使数量は当社が行使指示を発した日（以下「行使指示日」といいます。）の前日まで（当日を含みます。）の20取引日又は60取引日における、株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）が発表する当社の普通株式の1日あたり売買高の中央値のいずれか少ない方に3を乗じた数を割当株式数で除した数（小数第1位切り捨て）を上限とします。

割当予定先は行使指示を受領した場合、行使指示日翌営業日の営業時間終了時（以下「行使指示受付期限」といいます。）までに、当社に対して行使指示の受付可否を通知（以下「受付通知」といいます。）します。

割当予定先は、受付通知を発した場合、又は行使指示受付期限までに下記 に従い行使指示を受け付けない旨の通知を発しない場合、指定された数の本新株予約権を行使指示日から（当日を除きます。）30取引日を経過する日（以下「行使期日」といいます。）まで（当日を含みます。）に行使する義務を負います。

割当予定先は（イ）政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含みます。）、裁判所又は金融商品取引業協会、金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、（ロ）割当予定先が法令、諸規則又は割当予定先が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、（ハ）行使指示が本契約の定め反する場合、又は（ニ）株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の取引が不能となっている場合には、行使指示受付期限までに、その旨を当社に通知することにより、行使指示を受付ないことができます。この場合、当社に対してその理由を通知しなければなりません。

当社は前回の行使指示に関する行使期日、又は、前回行使指示に基づく本新株予約権の全ての行使が完了した日のうちいずれか早い日まで（当日を含みます。）は、次の行使指示を発することができません。

当社は、（イ）ある行使指示を行おうとする日の当社の普通株式終値が13,215円を下回る場合、又は（ロ）当社が当社にかかる公表されていない重要事実を関知している場合には行使指示を行うことができません。

割当予定先が行使義務を負った後に、に定める事由が発生した場合、割当予定先は当社に対してその旨を通知することにより、全ての事由が解消される日まで、その取引日数だけ行使期日を延期することができます。

割当予定先は行使指示がある場合を除き、コミットメント期間中は本新株予約権を行使することができません。

6 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

7 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先は第三者割当契約におけるコミットメント条項に従い、コミットメント期間においては当社の指定する本新株予約権の行使数量を行使期日までの間に市場動向を勘案しつつ適時行使して交付される当社普通株式を売却していく方針です。当社の行使指示の後に割当予定先が本新株予約権の行使に先立って借り受けた株式を売却した場合には、本新株予約権の行使によって取得した株式を、借株の返却に充当することがあります。当社株式の分布状況から、割当予定先が株券貸借市場を通じて当社株式の借株を受けることが困難であるため、当社の役員である当社取締役副社長佐々木幹夫及び取締役副社長篠崎晃一は、割当予定先と株券貸借に関する契約を締結し、保有する当社株式の一部について貸株を行う予定です。なお、株券貸借契約は各々2,500株（合計5,000株）を上限とする極度貸付方式によるものですが、株券の貸付は割当先が行使義務を負った後に実行され（最長貸借期間は30取引日です。）、ある行使指示による貸株の数量は当社の指定する本新株予約権の行使数量と同量かそれ以下の数量で決定されます。また、割当先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社株式の売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸借は行いません（上記株券貸借契約締結にあたりその旨を記載した書面を割当先から受領する予定です。）。

当社は、当社役員による上記貸株が、コミットメント期間（1年11ヶ月）において、本新株予約権の権利行使により割当先が取得することとなる当社株式の売付けを円滑に行うために必要であり、その数量が当社の行使指示数量の範囲内に限定され、かつ割当先は市場における当社株式の売買において日本証券業協会が定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従う必要があることから、本件株券貸借によって当社株価の攪乱要因とはならない見込みであることを勘案し、上記株券貸借契約締結は合理的であると判断いたしました。

8 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
408,640,000	6,000,000	402,640,000

（注）1 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て行使され、その行使価額の平均が当初行使価額である20,330円とした場合において、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差引いた金額を表しております。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

2 上記発行諸費用の内訳は、価値算定機関及び弁護士費用500万円、その他事務費用（有価証券届出書作成費用、振替制度利用費用、登記費用等）100万円であります。

(2)【手取金の使途】

(単位:百万円)

具体的な使途		金額	投融資予定先子会社別内訳	支出予定時期
子会社宛投融資（注）1				
クラウド関連事業	関連サービス開発・運営資金	50	(株)翔泳社40、(株)SEデザイン30、SEモバイル・アンド・オンライン(株) 30、(株)システム・テクノロジー・アイ 50	平成22年9月 ～ 平成24年9月
	マーケティング関連資金	50		
	システム開発資金	50		
	小計	150		
中国関連事業	現地体制構築資金	50	SEモバイル・アンド・オンライン(株) 170、(株)システム・テクノロジー・アイ 40	
	マーケティング関連資金	60		
	関連サービス・ビジネス開発・運営資金	60		
	システム開発資金	40		
	小計	210		
グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業	関連サービス開発・運営資金	14	(株)翔泳社 42	
	マーケティング関連資金	14		
	システム開発資金	14		
	小計	42		
合計		402		

(注) 1 当社は純粋持株会社であり新規事業は各々の事業子会社が行いますので、資金使途名は「子会社投融資」になります。従って、下記新規事業の説明は、当社事業子会社で行う事業の説明であります。

「クラウド関連事業」は、クラウドソリューション市場における、当社グループが手掛ける様々なクラウドサービスの販売や関連ソリューション提供などの新規事業であります。

「中国関連事業」は、中国市場における、当社出資先800Teleservice社（中国コールセンター・業務アウトソース大手事業者）と共同での、日本企業に対するEC等中国進出支援やITソリューション提供などの新規事業であります。

「グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業」は、IT市場分野で当社グループが長年培ってきたコミュニケーション事業のノウハウをグリーンテクノロジー（環境技術）市場で応用していこうとするコミュニケーション新規事業であります。

2 上記金額は、本新株予約権の全部について当社が行使指示をして割当予定先が当該指示に基づき権利行使した場合において、行使価額が当初行使価額である20,330円（平均値）の場合の予定金額であります。同様の場合において、行使価額が上限行使価額である40,660円の場合の差引手取概算額は809百万円、行使価額が下限行使価額である10,165円の場合の差引手取概算額は199百万円になります。

3 差引手取概算額が上記合計額402百万円を下回った場合、資金使途の優先順位は高い順に下記のとおりであります。

クラウド関連事業及び中国関連事業（左記事業間では、調達資金を比例配分いたします。）

グリーンテクノロジー（環境技術）関連事業

4 実際の調達金額や支出の時期は、新規事業の進捗状況など資金需要を踏まえ、株価動向や手元資金状況を考慮して当社が機動的に行使指示を行い決定いたしますので、本新株予約権の一部（または全部）の行使指示をしない場合があります。従って、実際の調達金額が、上記（注）2記載の差引手取概算額199百万円をも下回る場合があります。また、調達した資金については、支出までの期間、当社の取引先銀行の預金口座等で保管する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	みずほ証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
直近の有価証券報告書の提出日	平成22年6月23日 第121期有価証券報告書（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年8月13日 第122期第1四半期報告書（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

b. 当社と割当予定先との間の関係（平成22年8月31日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	株
	割当予定先が保有している当社の株式数	株
人事関係		該当事項なし
資金関係		該当事項なし
技術関係		該当事項なし
取引関係		該当事項なし

c. 割当予定先の選定理由

当社グループが主に対象としてきたIT市場においては、電子書籍端末やスマートフォン等の次世代高機能携帯端末などの普及、クラウドコンピューティングの始動など新たな動きが高まってきております一方、当社グループの主要事業である出版業界の縮小やインターネットカフェ業界の成熟化など、当社グループの既存事業をとりまく環境は以前に比べ厳しさを増してきております。当社グループもこの事業環境の変化に対応すべく、平成22年3月期から既存事業の推進や不採算事業子会社の整理を進める一方、本年4月から中期的な成長を目指すための新しい収益基盤、成長シーズの確立に向けて、3つの有望な新市場分野「クラウド」・「中国」・「グリーンテクノロジー」へ積極的な取組みを開始いたしました。それと並行して、上記の3つの有望な市場分野における当社グループ新規事業（クラウド関連事業、中国関連事業及びグリーンテクノロジー（環境技術）関連事業）を推進するための事業資金を確保する必要があるため、本年5以降、多様な資金調達方法の比較検討を進めてまいりました。

上記調達方法の検討にあたっては、新規事業という相応のリスクを伴う事業の性格を勘案し、当初、内部留保又はエクイティ・ファイナンス活用の両面で検討を進めました。その中で、内部留保の活用は、当社の今後の中期的財政状況を勘案すると、主力既存事業である出版事業において回収サイトが業界慣行上比較的長いことなどによる相応の運転資金の確保、及び既存有利子負債の借換時の条件変更などによる弁済原資の確保が必要なことから、エクイティ・ファイナンスの活用を優先して検討するという結論に至りました。それ以降、当社上場時の主幹事証券会社、副幹事証券会社及び親密証券会社から、当社の経営戦略に適したエクイティ・ファイナンス手法の提案を募り、比較検討してきた経緯にあります。そのような状況のなか、みずほ証券株式会社よりご提案頂いた本新株予約権のスキームは、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2 回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」のとおり、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、機動的な資金調達が可能である点等を勘案し、当社の経営戦略に最も合致した資金調達方法であると判断しました。

また、同社は、国内の大手証券会社の一つであり、当社上場時の副幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、同種のファイナンスにおける実績もあります。本新株予約権の行使により交付される当社株式の株式市場等における売却能力等も総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は20,000株。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、割当予定先はコミットメント条項に従い、コミットメント期間においては当社の指定する本新株予約権の行使数量を行使期日までの間に市場動向等を勘案しつつ適時行使して交付される当社普通株式を売却していく方針であることを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が平成22年6月23日付で提出している有価証券報告書及び平成22年8月13日付で提出している第1四半期報告書における財務諸表で、払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。また、平成22年9月3日付の払込みに関する確約書等により、平成22年8月31日現在の割当予定先のエクイティグループにおける使用可能額を具体的に確認しております。これらにより、当社は、本新株予約権の発行および行使に係る払込みが確実に行われるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

本新株予約権の権利行使及び本新株予約権の行使により交付される株式の売却に関する権限は、割当予定先のエクイティグループエクイティ部にあります。

割当予定先であるみずほ証券は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部に上場する金融商品取引業者であり、割当予定先が、株式会社みずほフィナンシャルグループにて制定のみずほグループの行動規範である「みずほの企業行動規範」を採択しており、当該規範において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」と定めてあります。以上の内容について当社は、みずほ証券資本市場グループ責任者との面談によるヒアリング及び同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社及び割当予定先の主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されておられません。

ただし、第三者割当契約において、割当予定先は本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡できない旨定める予定です。なお、かかる定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及びコミットメント条項付第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を当社と利害関係を有しない第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しております。当該機関は、コールオプション条項、コミットメント条項、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、売買出来高、発行後の割当予定先の保有方針等を勘案した上で、株式オプション価格算定において一般的に使用されている手法であるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。なお、本新株予約権公正価値算出における要素のひとつである行使指示の数量及びタイミングについては、現時点において合理的に予測することができないことから価格算定の計算には織り込まれておりませんが、当社ではコミットメント条項付第三者割当契約及び「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の本資金調達法の特徴に鑑みますと、行使指示の数量及びタイミングについて価格算定の計算には織り込まれていないことは妥当であると判断しております。

当社は、株式会社ブルータス・コンサルティングによる算定評価（本新株予約権1個の払込金額は102円）を参考に、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権1個の払込金額を102円としました。

上記算定根拠による発行条件についての考え方及びそのプロセスについては、法律顧問である鳥飼総合法律事務所から、本新株予約権の発行につき発行の必要性及び相当性が認められ、その払込金額においても会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」による発行には該当しない旨（注）の法律意見書を入手しており、当社は同意見書内容を参考に、払込金額が割当予定先に対し特に有利ではないと判断し、本新株予約権の発行条件が合理的であると判断しました。また、当社監査役3名全員も、本新株予約権の発行要項及びコミットメント条項付第三者割当契約の条件並びに上記評価報告書及び法律意見書の内容を総合的に判断して、払込金額が割当予定先に特に有利でないとの意見を述べております。

（注）有利発行には該当しない旨結論付けた法律意見書の根拠記載内容骨子は、以下のとおりであります。

- （ ）株式会社プルートス・コンサルティングは、本新株予約権 1 個あたりの払込金額の算定にあたり、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある各前提条件（株式価格、行使価額、権利行使期間、金利、株価変動率等）をその基礎としていること、及び当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いていることから、同社評価額は合理的な公正価格と思われること。

- （ ）当社は、同社評価額と同額を本新株予約権 1 個の払込金額としていること。

当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成22年9月2日）の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値と同額である20,330円としました。また、行使価額は、本新株予約権の各行使の効力発生日の直前取引日の株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます（ただし、かかる修正後の行使価額が上限行使価額を上回る場合には、行使価額は上限行使価額とし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします）。この行使価額が90%に相当する金額に修正される条件は、新たに公募増資等を実施した場合に現時点で想定される発行スプレッドを参考とし、割当予定先が行使指示を受けた場合、本新株予約権の行使をコミットメントするリスクを考慮して、割当予定先と協議の上決定しました。以上の行使価額及び行使価額の修正条件が、上記本項 で記載の発行価格の算定にあたっての前提条件となっていることから、上記本項 で記載しました発行条件の合理性に対する鳥飼総合法律事務所の法律意見を基に、行使価額及び行使価額の修正条件は合理的であると判断しました。

- (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、当社の議決権総数152,291個（平成22年3月31日現在）に対して最大13.1%の希薄化が生じます。今回調達する資金使途につきましては、中期的な新収益基盤の確立のための新規事業推進のための運転資金及び残債での有利子負債軽減のための資金であり、当社の企業価値向上に寄与するものであると考えており、中期的な再成長の実現が可能と考えております。そのため、今回の資金調達で予定される本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。また、当社は本有価証券届出書提出日現在、34,077株の自己株式を保有しており、行使に際しては、新株を発行することなく、自己株式を割当てる予定であります。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計20,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は5,129株であり、十分な流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、及び 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される株式は20,000株（議決権20,000個）であり、平成22年3月31日現在における発行済株式における総議決権個数152,291個の13.1%となることから、希薄化率25.0%を超えるものではなく、また、支配株主の異動を伴うものではありませんので、大規模な第三者割当増資に該当いたしません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

なお、所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成22年3月31日現在の株主名簿及び平成22年9月2日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、本新株予約権の行使に係る発行済株式総数及び議決権数の増加を加算し、計算の基礎としております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式 数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	0	0.00	20,000	11.61
速水浩二	神奈川県横浜市青葉区	18,951	12.44	18,951	11.00
井上智治	東京都港区	13,440	8.83	13,440	7.80
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	7,400	4.86	7,400	4.30
佐々木幹夫	東京都武蔵野市	5,356	3.52	5,356	3.11
篠崎晃一	東京都小平市	5,146	3.38	5,146	2.99
和田英之	東京都目黒区	2,561	1.68	2,561	1.49
石幸成和	大阪府柏原市	2,371	1.56	2,371	1.38
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1-5-1	2,000	1.31	2,000	1.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	1,500	0.98	1,500	0.87
計		58,725	38.56	78,725	45.69

(注) 1 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、152,291個であります。また、割当後の総議決権数は172,291個であります。

2 上記のほか、平成22年9月2日現在自己株式が34,077株（所有株式数割合18.28%）ありますが、割当後、本新株予約権がすべて行使された場合は14,077株（所有株式数割合7.55%）となる予定です。

当社が保有している株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権がありません。

3 上記表中の割当予定先であるみずほ証券株式会社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当予定先が本新株予約権を全て行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の数値です。なお、「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を不特定多数の者に売却する方針です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年9月3日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成22年9月3日）現在においてもその判断に変更はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第1 四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	山	憲	二
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渥	美	龍	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月18日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	山	憲	二
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渥	美	龍	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社S Eメディアパートナーズ（旧商号：株式会社イージーユーズ）による自己株式の公開買付けに応じ、同社は会社が保有する同社株式全株を取得した結果、平成22年5月20日、同社は会社の連結子会社でなくなった。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渥 美 龍 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	山	憲	二
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渥	美	龍	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渥美 龍彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山 憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 幸毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているS Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。